

平成29年度のメキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当てについて

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年経済産業省令第8号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、平成29年度のメキシコ合衆国（以下「メキシコ」という。）を原産地とする当該品目の関税割当てに関する事項を下記のとおり定めて公表する。

記

第1 関税割当てを行う物品及び関税率表番号

この公表により関税割当てを行う物品（以下「物品」という。）及びその関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号（以下「関税率表番号」という。）は、次のとおりとする。

関税率表番号	物 品
2918.14 2918.15-1	くえん酸及びくえん酸カルシウム

第2 割当枠の総量

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく以下に掲げる数量。

- ・くえん酸及びくえん酸カルシウム：200トン

第3 申請受付日

1 申請受付日

平成29年4月3日（月）から平成30年3月9日（金）まで（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日）を除く。）

2 申請受付時間

午前10時から午前11時45分まで及び午後2時から午後4時まで

第4 申請窓口

経済産業省商務情報政策局生物化学産業課
東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省本館3階

第5 発給窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省本館14階

第6 申請者の要件

当該物品について、日メキシコ協定附属書一の日本国の表の規定によりメキシコが発給する証明書（以下「メキシコ証明書」という。）を有する者であつて、当該メキシコ証明書の「輸入者」の

欄に記載された者と同一である者。

第7 提出書類

- 1 申請の際に提出する書類は次のとおり。
 - (1) 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
 - (2) 法人の場合は、法人の印鑑証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
 - (3) 個人事業者の場合は、個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
 - (4) メキシコ証明書 原本*及び写し 各1通
（※）原本は、受付確認後直ちに返却する。
 - (5) 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通
- 2 この公表により2回以上申請する場合には、2回目以降は1の（2）又は（3）の書類を省略するものとする。

第8 申請数量及び割当方法

メキシコ証明書に記載されている数量を申請数量とし、その数量の範囲内で割り当てるものとする。

第9 証明書の発給

- 1 各申請者への関税割当証明書（以下「証明書」という。）の発給は、第6及び第7に基づく審査を経た後、原則として申請日の翌日から起算して4日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）に証明書を第5の発給窓口にて発給するものとする。
なお、審査に時間を要する案件の場合には、証明書の発給が遅れることがある。
- 2 提出した書類を審査し、その結果不適格の場合は、証明書を発給しない。

第10 証明書の有効期間

割当年月日から平成30年3月31日までとし、当該有効期間の延長は行わない。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

経済産業省は、この公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）、住所、法人番号を、『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』において公表する。

第12 証明書の返納

- 1 証明書の発給を受けた者は、証明書が次のいずれか一の事由に該当するときは、速やかに、次の2の書類を当該証明書の第4の申請窓口提出しなければならない。
 - (1) 証明書の割当数量を全て使用した場合
 - (2) 証明書の有効期間が満了した場合
 - (3) 証明書を使用しないこととなった場合
- 2 提出書類
 - (1) 証明書の原本
 - (2) 関税割当返納確認書（公表様式第1） 2通

第13 関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について

この公表に定めるもののほか、証明書の分割、名義変更、内容変更及び再発給の手続、用語の解

積並びに申請書等の記載要領については、「メキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」（以下「メキシコ注意事項」という。）において定める。

第14 その他

1 代理申請について

申請時に提出書類の記載内容等の確認のため、メキシコ注意事項に定める場合を除き、代理申請は認めない。

2 身分確認について

申請時等には、本人確認のため、次の①から⑨までの書類（住所及び氏名が記載されているものに限る。）のいずれか一つの提示を求める。ただし、申請者が法人であって代表権者以外の者が申請書類を持参した場合には、その者が当該法人の従業員であることが確認できる①又は②（社名が確認できるものに限る。）の書類のいずれか一つの提示又は提出、①又は②がない場合は、従業員証明書（メキシコ注意事項様式第4に限る。日付の記載がない従業員証明書については受理しない。）の提出とともに、③から⑨までの書類のいずれか一つの提示を求める。（名刺は不可）

①社員証（又は、代表権者が提出日前1か月以内に発行した従業員である旨を証する書類（注意事項様式第4））

②各種健康保険証

③運転免許証

④各種年金手帳

⑤各種福祉手帳

⑥住民基本台帳カード（写真入りのものに限る。）

⑦外国人登録証明書又は在留カード

⑧旅券（パスポート）

⑨個人番号カード

3 追加資料の提出

受付後の審査に当たって、この公表に定められた提出すべき書類以外の書類が必要となった場合には、経済産業省は、申請者に対して追加資料の提出及び説明を求めることがある。

4 関税定率法及び関税暫定措置法（以下「法律」という。）の改正等

この公表の施行後、法律の改正等により変更の必要が生じたときは『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』のほか、次の関税割当サイトにおいて公表する。

関税割当サイト

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_kuensan.html